FAX 0240-23-5991

2.4✕3.0

写真

ふたば産業機械講習所長　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | 受　付 |
|  |  |

**玉掛け技能講習受講申込書**

**（太線内を記入してください）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受 講 者 に 関 す る 事 項 | フリガナ | |  | | 旧姓を使用した氏名、通称の併記の希望(いずれかを○で囲む)  する　／　しない | | | 併記を希望する氏名又は通称 |
| 氏　名 | | 印 | |  |
| 生年月日 | | 年　　　　　月　　　　　日 | | | ℡　　　　　　　　　－　　　　　　　　－ | | |
| 住　所 | | 〒　　　　　－ | | | | | |
| 勤務先 | |  | | | | ℡　　　　　　－　　　　　　　－ | |
| 住　所 | | 〒　　　　　－ | | | | | |
| 一　部　科　目　免　除　に　関　す　る　事　項 | A | １　クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許又は旧クレーン則によるクレーン運転士免許、  　　デリック運転士免許を有する者  ２　床上操作式クレーン又は小型移動式クレーンの運転技能講習修了者  　　確認書類（免許・修了証）　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　確認者　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | |
| B | １　玉掛の特別教育を修了し１t未満のクレーン・移動式クレーン・デリックの玉掛けの業務に６ヶ月以上従事した経験を有する者  確認書類（修了証書・証明書等）　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　確認者　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | |
| C | １　吊上げ荷重１t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置の玉掛け補助作業の業務に６ヶ月従事した経験を有する者  ２　吊上げ荷重１t未満の揚貨装置の玉掛けの業務に６ヶ月以上従事した経験を有する者  確認書類（経歴証明書等）　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　確認者　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | |
| D | １　吊上げ荷重５t以上のクレーン（跨線テルハを除く）・吊上げ荷重が１t以上の移動式クレーン（道路上を走行させる運転を除く）  の運転の業務に６ヶ月以上従事した経験を有する者  　２　次の特別教育を修了して６ヶ月以上運転業務に従事した経験を有する者  　　　　○制限荷重５t未満の揚貨装置　　　　　　○吊上げ荷重が５t未満のクレーン（移動式クレーンを除く）  　　　　○吊上げ荷重が５t以上の跨線テルハ　　　○吊上げ荷重が５t未満のデリック  　　　　○吊上げ荷重が１t未満の移動式クレーン（道路上を走行させる運転を除く）  　３　鉱山に於いて吊上げ荷重が５t以上のクレーン（跨線テルハを除く）又は吊上げ荷重が５t以上の移動式クレーンの運転業務に  １ヶ月以上従事した経験を有する者  確認書類（修了証・証明書等）　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　確認者　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | |
| Ｂ・Ｃ・Ｄに関する証明 | 【業務内容】  【従事期間】　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　～　　　　　　　年　　　月　　　日  業務内容及び従事期間について、上記の通り相違ないことを証明します。  事業主証明　：所 在 地  　　　　　　　　：事 業 場 名  ：代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ （代表者の印） | | | | | | |
| 講習関係 | 受講コース | | | A　（15時間）　　B　（15時間）　　C　（16時間）　D　（18時間）　E　（免除無・19時間） | | | | |
| 講習期間 | | | 年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　～　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | |
| 注　１、技能講習を受けようとする者は技能講習を受けることのできる資格を有することを証する書面を、更に一部科目免除を受けようとする者はその資格を有することを証する書面を提出するようにお願いします。  　　２、一部科目免除の資格を証する書面に虚偽等が認められた場合は、修了証を交付できないことがあります。  　　３、ご提供いただいた個人情報は、受講資格等の確認、修了証の作成、保存書類等への記入、受講料の入金確認、再交付等の確認、当講習所からの諸連絡等に使わせていただきます。  ４、旧姓又は通称の併記を希望する場合は戸籍謄本、住民票の写し、免許証等公的機関の証明書により旧姓又は通称の確認ができる場合のみとなります。 | | | | | | | | |